

県営林素材生産事業委託契約条件

（総 則）

第1条 契約担当者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、契約書記載の事業の委託契約に関し、要領及び契約書に定めるもののほか、この契約条件に基づき、事業計画書、図面及び仕様書等（以下「設計図書」という。）に従いこれを履行しなければならない。

（権利・義務譲渡等の制限）

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

（一括委任又は一括下請の制限）

第3条 乙は、事業の全部若しくは大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（監督員）

第4条 甲は、監督員を定めたときは、乙に書面より通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約条件の他の条項に定めるもの及びこの契約条件に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（1）契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議。

（2）設計図書に基づく事業の施行のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成したこれらの図書の承諾。

（3）設計図書に基づく工程の管理、立会、事業実施の状況の検査又は事業材料の検査。

（現場代理人）

第5条 乙は、契約締結後、現場代理人を選任し、速やかに書面をもって甲に通知しなければならない。現場代理人を変更したときも同様とする。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、事業地に常駐し、その運営、取締りを行うほか、委託料の変更、委託料の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができることとし、事業地における委託事業の実施に技術上の管理をつかさどる者で、県営林素材生産事業入札参加資格審査申請要領第3条第1項第2号に定める資格を有する者であること。

3 甲は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の事業地における運営、取締り、権限の行使、技術上の管理に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、事業地における常駐を要しないこととすることができる。

（事業の着手等）

第6条 乙は、事業に着手したときは、速やかに書面をもって甲に提出しなければならない。

2 乙は契約締結の日から14日以内に、設計図書に基づいて工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

(素材の検収)

第7条 乙は、甲の指定した場所に素材の運搬・集積が完了した場合は、速やかに書面により甲に通知し、監督員の検収確認を受けなければならない。

2 甲は、前項の検収確認により搬出材積を確定するものとする。ただし、甲が前項の検収確認によらず他の方法により搬出材積の確定ができると認めた場合は、この限りではない。
(条件変更等)

第8条 乙は、事業の施行にあたり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を監督員に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書と事業現場の状態とが一致しないこと。

(2) 設計図書の表示が明確でないこと。

(3) 現場の状態、施行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的施工条件が実際と相違すること。

(4) 設計図書で明示されていない施行条件について予測することのできない特別の状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を乙に通知しなければならない。

3 第1項の事実が甲乙間において確認された場合において必要があると認められるときは、甲は、事業内容の変更又は設計図書の訂正を行わなければならない。

4 前項の規定により、事業内容の変更又は設計図書の訂正がされた場合においては、次条第1項後段及び第2項の規定を準用する。

(事業の変更、中止等)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、事業内容を変更し又は事業の全部若しくは一部の施行を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、次項の定めるところにより、契約期間若しくは委託料を変更しなければならない。

2 契約期間は甲乙協議して定め、委託料の変更は次の方法により算出するものとする。

委託料＝変更設計事業費×原契約金額／原設計事業費

(1,000円未満切捨)

(契約期間の延長)

第10条 乙は、天候の不良等その責めに帰することができない理由、その他やむを得ない理由により契約期間内に事業を完成することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって、契約期間の延長を求めることができる。この場合の延長日数は、甲乙協議して書面をもって定めなければならない。

2 甲は、受託者が契約期間内に事業を完成することができないときは、契約期間満了日の翌日から事業完成の日までの延長日数に応じ、委託料に年3.0パーセントの割合で計算した金額に相当する遅延賠償金を徴収するものとする。ただし、前項により延長を承認した場合の期間はこれに算入しないものとする。

(事業の完成)

第11条 乙は、事業が完成したときは、遅滞なく書面をもって甲に提出しなければならない。

(検査)

第12条 甲は、前条の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に乙の立会いのうえ、事業の完成を確認するための検査を行うものとする。

2 甲は、前項の検査のほか必要に応じて、出来形検査を行うものとする。

3 乙は、検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、再検査の合格を事業完成とみなす。

4 甲は、検査に合格した日をもって、乙から当該契約目的物の引き渡しを受けたものとみなす。

(委託料の請求)

第13条 乙は、前条の検査に合格したときは、書面をもって委託料の支払を請求できる。

2 甲は、前項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

(部分払)

第14条 乙は、委託料が100万円以上の事業については、事業の完成前に、事業の出来形部分並びに検査に合格した事業材料の委託料相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る事業の出来形部分の確認を甲に求めなければならない。この場合においては、甲は、遅滞なくその確認を行い、その結果を乙に通知しなければならない。

3 部分払金の額は、次の式により算出する。

$$\text{部分払金の額} = \text{委託料相当額} \times 9 / 10$$

$$\text{委託料相当額} = \text{委託料} \times \text{出来形事業費} / \text{設計事業費}$$

(1,000円未満切捨)

4 乙は、第2項の規定による確認があったときは、書面をもって部分払を請求することができる。

5 前項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払を請求する場合においては、第1項及び第3項中「委託料相当額」とあるのは「委託料相当額からすでに部分払の対象となった委託料相当額を控除した額」とするものとする。

(事業地等の管理)

第15条 乙は、火気の取扱い、立木のき損防止、隣接森林への危害等、善良なる管理者の注意をもって事業地を管理しなければならない。

2 乙は、土場等においては、素材の盗難防止に努めなければならない。

(損害の賠償)

第16条 乙は、故意、過失、その他自己の責めに帰すべき理由により事業地の立木若しくは素材を焼失し、き損し、又は亡失したとき、又は事業地以外の森林に被害を与えたとき(第三者に及ぼした損害を含む)は、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲が当該損害の発生が天災等によりやむを得ないと認めたときは、この限りではない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 要領、契約条件又は契約に違反したとき。
- (2) 事業実施内容が不相当と認められるとき。
- (3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時県営林素材生産事業の委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ この契約に関し、資材、原材料の購入契約及びその他契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト この契約に関し、乙がイからホまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約及びその他契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、前項による契約の解除により損害を受けた場合でも甲に対し補償を請求することができないものとする。

3 乙は、契約の解除によって、甲に損害を与えたときは、その損害を補償しなければならない。

(違約金)

第18条 甲が前条に基づき乙の責めに帰すべき事由により、契約を解除したときは、乙は委託料の10分の1を違約金として知事の指定する期日までに納付しなければならない。

(天災等による契約の解除等)

第19条 甲は、受託者が天災、地変その他やむを得ない理由により事業の遂行が困難となったときは、甲乙協議のうえ契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、出来形に応じて委託料の精算を行うものとする。

(瑕疵担保)

第20条 契約目的物にかしがあるときは、甲は、乙に対して相当の期間を定めその瑕疵の修補を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の修補の請求は、第11条第4項の規定による引渡しを受けた日から1年以内に、これを行わなければならない。

(個人情報の保護)

第21条 乙は、本業務を行うに当たり取扱う個人情報（大分県個人情報保護条例第2条第1項に規定する個人情報をいう。）について、別添「機密保持及び個人情報の保護に関する特記事項」に基づき、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

(補 則)

第22条 この契約条件に定めのない事項は、必要に応じて甲乙協議して定める。

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うにあたっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲が承諾をしたときを除き、この契約による個人情報を取扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を行うにあたり、取扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。